

○八千代市資源回収奨励金交付要綱

制定	平成	4年	10月	1日	告示第102号
改正	平成	5年	3月	31日	告示第28号
	平成	9年	3月	26日	告示第33号
	平成	18年	3月	28日	告示第35号
	令和	5年	3月	31日	告示第105号
	令和	6年	3月	26日	告示第110号

(目的)

第1条 この要綱は、資源回収を行うものに対し、八千代市資源回収奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、ごみ処理経費の節減を図るとともに資源の有効利用についての意識を高めることを目的とする。

(資源回収)

第2条 奨励金の対象となる資源回収は、次の要件を満たすものとする。

(1) 市内の家庭から排出される一般廃棄物で、次に掲げるもののうち有価物の回収であること。

ア 古紙類

イ 古繊維類

ウ ビン類

エ 金属類

オ その他これらに準ずると市長が認めるもの

(2) 定期的な回収であること。

(3) 本市に登録している資源回収業者が買取りに当たる回収であること。

(対象)

第3条 奨励金の交付を受けることができるものは、市内の地域住民で組織する自治会、PTA、子供会等の団体（以下「団体」という。）で本市に登録し、かつ、資源回収を継続的に実施できるものとする。

(登録)

第4条 奨励金の交付を受けるため、本市に登録しようとする団体は、八千代市資源回収団体登録申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、八千代市資源回収団体（以下「資源回収団体」という。）として登録

し、八千代市資源回収団体登録認定証（第2号様式）を交付する。

（届出）

第5条 前条第1項の申請内容に変更が生じた場合は、資源回収団体は八千代市資源回収団体登録変更届（第3号様式）により市長に届け出なければならない。

2 資源回収団体が、資源回収を中止するとき、又は継続して実施できなくなったときは、八千代市資源回収中止届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

（奨励金の額）

第6条 奨励金として交付する額は、有価物の回収重量1キログラムにつき4円とする。

（交付の申請）

第7条 奨励金の交付を受けようとする資源回収団体は、八千代市資源回収奨励金交付申請書（第5号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請のうち、前条に規定する奨励金の申請については、次の各号の回収期間の区分に応じ当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 4月から9月まで 10月10日

(2) 10月から翌年の3月まで 3月31日

（奨励金の決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに交付額を決定し、その旨を八千代市資源回収奨励金交付額決定通知書（第6号様式）により通知する。

（奨励金の請求）

第9条 前条の規定により、交付額の決定通知を受けた資源回収団体は、通知を受けた日から10日以内に八千代市資源回収奨励金交付請求書（第7号様式）により市長に請求しなければならない。

（奨励金の交付時期）

第10条 奨励金の交付時期は、奨励金の交付請求のあった日から起算して1か月以内とする。

（奨励金の返還）

第 1 1 条 市長は、虚偽その他の不正の手段により奨励金の交付を受けたことが判明したときは、その奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(八千代市ごみ減量運動助成金交付要綱の廃止)

2 八千代市ごみ減量運動助成金交付要綱（平成元年八千代市告示第 3 1 号。以下「助成金交付要綱」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日の前日において現にこの告示による廃止前の助成金交付要綱による登録を受けているものについては、この告示による登録を受けているものとみなす。

4 この告示の施行の日の前日において現にこの告示による廃止前の助成金交付要綱による登録を受けているものの平成 4 年 9 月になされた助成金の交付申請についての助成金交付要綱の適用については、なお従前の例による。

5 この告示の施行の日の前日において現にこの告示による廃止前の助成金交付要綱による登録を申請しているもののうち資源回収実施団体の申請については、この告示による申請とみなす。

6 この告示の施行の日の前日において現にこの告示による廃止前の助成金交付要綱による登録を申請しているもののうち回収業者の申請についての助成金交付要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年告示第 2 8 号）

この告示は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年告示第 3 3 号）

この告示は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年告示第 3 5 号）

この告示は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年告示第 1 0 5 号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の告示の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和6年告示第110号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の告示の様式用の紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。